

# 診療報酬に関するお知らせ

ルミネはたの眼科 令和8年6月改定対応版

## ■ 一般名での処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

## ■ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医療DXの推進体制を整備し、質の高い診療の提供に努めています。

- ・領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償で発行しています。
- ・オンライン資格確認（マイナ保険証）を導入しており、取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整備しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、受付時にお声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ・オンライン請求を行っています。
- ・マイナポータルに登録された医療情報等をもとに患者さんからの健康管理に関するご相談に応じる体制を整えています。

※ 公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できません。受診の際は必ず原本をお持ちください。

令和 8 年 6 月 ルミネはたの眼科

※ 本ページは厚生局への施設基準届出内容に基づき作成しています。